保安規程変更届出書

原管発官R2第 78号 令和2年 6月 29日

原子力規制委員会 殿経済産業大臣 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定 により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年 6月 5日

変 更 内 容

(1)保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]に係る記載について、別添1の保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表の改定後欄のとおり変更する。

改定前	改定後	説	明
保安規程	保 安 規 程		
床 女			
[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]	[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]		
令和元年 10月 31日	令和 2 年 6 月 5 日	고스는 ㅁ 亦급	F.
L	11427 07 04	改定日変更	1
東京電力ホールディングス株式会社	東京電力ホールディングス株式会社		

改 定 前		説明
(主任技術者の選任) 5 7条 当社の電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。 (1) 電気主任技術者 (2) ボイラー・タービン主任技術者 第 1 項の主任技術者の職位は、原則として、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう次表のとおりとし、工事、運転、保守などの業務に直接係らない者から選任する。なお、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮する。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という)第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者の選任については、原子炉等規制法第43条の3の24に定める保安規定第8条の定めるところによる。以下、第10条、第11条及び第12条において同じ。 種別 職位等 電気主任技術者 副所長、部長又は技術系特別管理職 ボイラー・タービン 副所長、部長又は技術系特別管理職 ・ボイラー・タービン 副所長、部長又は技術系特別管理職 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(主任技術者の選任) 第7条 当社の電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。 (1) 電気主任技術者 (2) ボイラー・タービン主任技術者 2 第1項の主任技術者の職位は、原則として、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう次表のとおりとし、工事、運転、保守などの業務に直接係らない者から選任する。なお、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮する。 3 核原料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という)第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者の選任については、原子炉等規制法第43条の3の24に定める保安規定第8条の定めるところによる。以下、第10条、第11条及び第12条において同じ。 種別 職位等 電気主任技術者 副所長、部長又は技術系特別管理職 ボイラー・タービン 副所長、部長又は技術系特別管理職 エイラー・タービン 副所長、部長又は技術系特別管理職	
※:複数の主任技術者を選任する場合は、少なくとも1名は、工事、	※:複数の主任技術者を選任する場合は、少なくとも1名は、工事、	

(主任技術者の職務等)

- 第9条 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安の監督 を行う。具体的には、次の各号に定める職務等を遂行する。
 - (1) 当社の電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じ て関係者に対し指示、指導、助言すること。
 - (2) 当社の電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導、 助言を行うこと。 ,____
 - (3) 法令に基づき行う使用前自主検査,溶接事業者検査及び定期事業者検査 (以下「法定事業者検査」という。) において、予め定めた区分に従って 検査の指導及び監督を行うこと。
 - (4) 所管官庁が法令に基づいて行う立入検査に,立会うこと。
 - (5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査には予め定め た区分に従って検査に立会い、または検査記録について確認を行うこと。
 - (6) 予め定められた点検すべき記録について、確認を行うこと。
- 2 発電用原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めると ころによる。

- 第9条 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安の監督 を行う。具体的には、次の各号に定める職務等を遂行する。
 - (1) 当社の電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じ て関係者に対し指示, 指導, 助言すること。
 - (2) 当社の電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導、 助言を行うこと。
 - (3) 原子炉等規制法に基づき行う使用前事業者検査及び定期事業者検査(以 下「法定事業者検査」という。) において、予め定めた区分に従って検査 の指導及び監督を行うこと。
 - (4) 所管官庁が法令に基づいて行う立入検査に、立会うこと。
 - (5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査には予め定め た区分に従って検査に立会い、または検査記録について確認を行うこと。
 - (6) 予め定められた点検すべき記録について、確認を行うこと。
- 2 発電用原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めると ころによる。

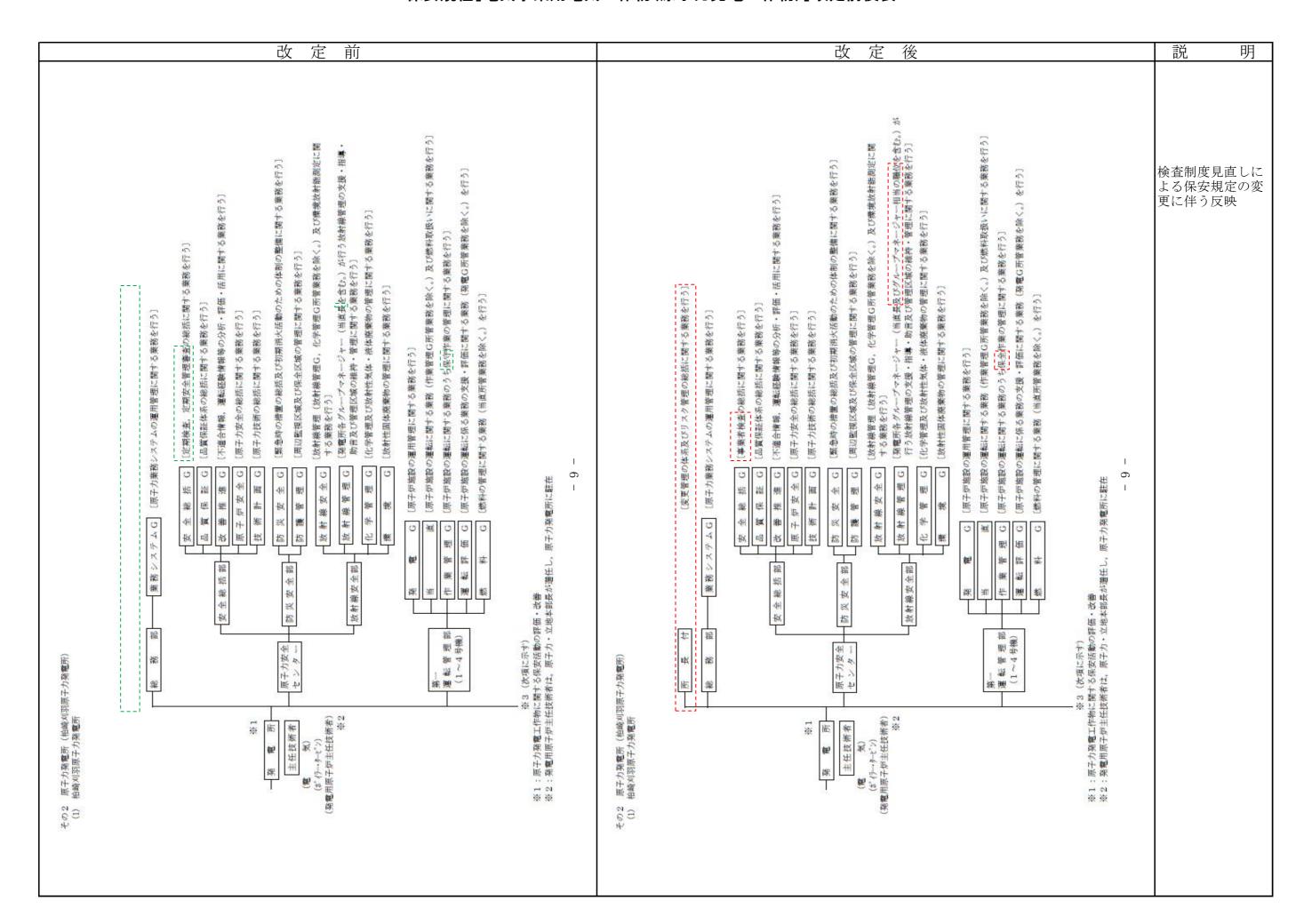
検査制度見直し による保安規定 の変更に伴う反

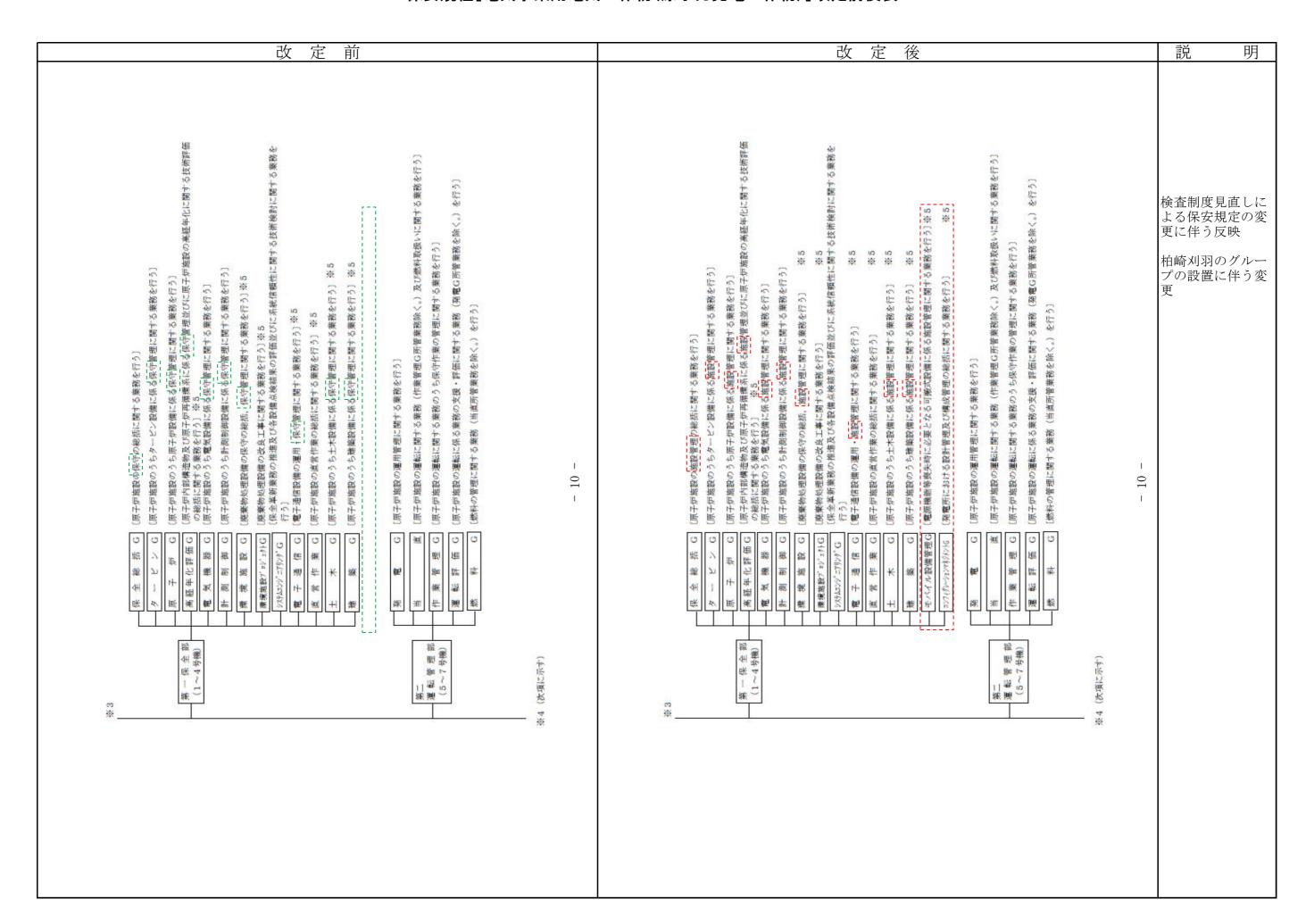
- 3 -

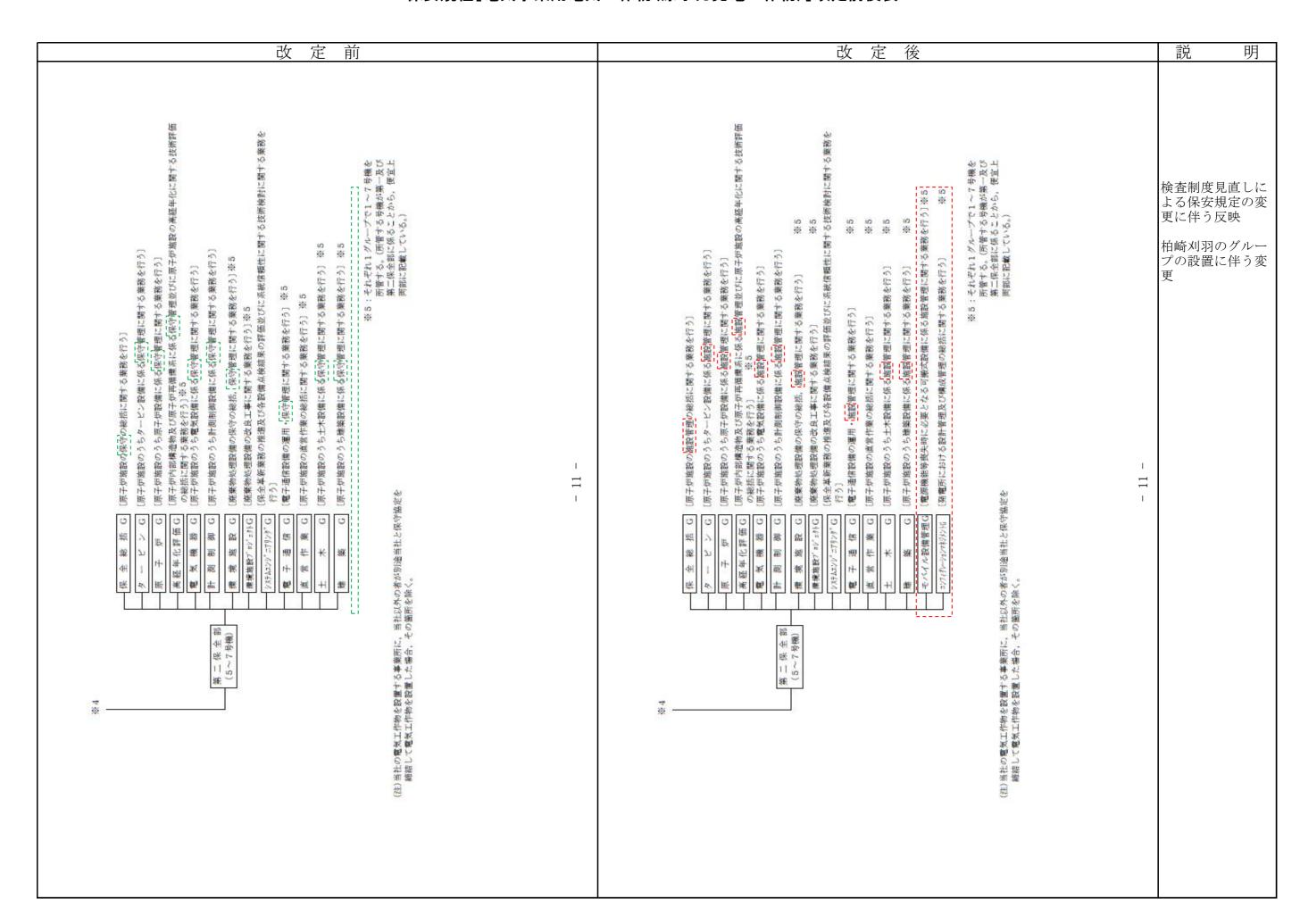
- 3 -

改 定 前	改定後	説	明
(主任技術者不在時の措置)	(主任技術者不在時の措置)		
第10条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を	第10条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を		
代行する者(以下「代行者」という)をあらかじめ指名しておき,これにあ	代行する者(以下「代行者」という)をあらかじめ指名しておき,これにあ たらせる。		
たらせる。 2 代行者は、主任技術者の不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実	2 代行者は、主任技術者の不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実		
に遂行する。	に遂行する。		
(主任技術者複数の場合の措置)	(主任技術者複数の場合の措置)		
第11条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担	第11条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担		
はあらかじめ定めておく。	はあらかじめ定めておく。		
(主任技術者の解任)	(主任技術者の解任)		
第12条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれか	第12条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれか		
に該当する場合は、解任とする。	に該当する場合は、解任とする。		
(1) 法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認め	(1) 法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認め		
られるとき。	られるとき。		
(2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うの に不適当と認められるとき。	(2) 長期にわたる出張,病気による欠勤等の事由により、その職務を行うの に不適当と認められるとき。		
に不通当と節められるとき。	に不過日と呼びられるとと。		
第 3 章 保 安 教 育	第 3 章 保 安 教 育		
(教育内容と方法)	(教育内容と方法)		
第13条 当社の電気工作物の保安業務に従事する者に対しては、次の各号に定 める内容について、各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を	第13条 当社の電気工作物の保安業務に従事する者に対しては、次の各号に定 める内容について、各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を		
行い、保安の徹底を期する。	行い、保安の徹底を期する。		
(1) 電気事業法及びこれに関係する法令並びに保安規程の遵守に関する事項	(1) 電気事業法及びこれに関係する法令並びに保安規程の遵守に関する事項		
(2) 当社の電気工作物の保安に関する知識,技術・技能の習得,向上に資す	(2) 当社の電気工作物の保安に関する知識,技術・技能の習得,向上に資す		
る事項	る事項		
(3) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習・訓練に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項	(3) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習・訓練に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項		
2 前項に定める保安教育を計画的に実施するための教育プログラムを定める	2 前項に定める保安教育を計画的に実施するための教育プログラムを定める		
とともに、教育効果を定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育プログラ	とともに、教育効果を定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育プログラ		
ムを改善する。	ムを改善する。		
第4章 電気工作物の設置,改造	第4章 電気工作物の設置,改造		
(申請又は届出行為の確認)	(申請又は届出行為の確認)		
第14条 電気工作物の設置,改造について,電気事業法及び関係法令等に基づ	第14条 電気工作物の設置,改造について,電気事業法及び関係法令等に基づ		
く工事計画の申請又は届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、申	く工事計画、原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の申請又は届出を	検査制度見	直し
請又は届出を行う必要がある場合には電気事業法及び関係法令等の規定に基	必要とする工事に該当するか否かを確認し、申請又は届出を行う必要がある	による保安	
づいて申請又は届出を行う手続きが取られたかどうかを確認する手続きを定める。	場合には電気事業法、原子炉等規制法及び関係法令等の規定に基づいて申請 又は届出を行う手続きが取られたかどうかを確認する手続きを定める。	の変更に伴	う反
<i>♥</i> / ♥ 。	スは畑山で11リナ杭さが取りれたかとりかを難認する手続さを定める。	映	
- 4 -	- 4 -		

改定前	改 定 後	説	明
第 5 章 電 気 工 作 物 の 巡 視 , 点 検 , 検 査 及 び 補 修 等	第 5 章 電気工作物の巡視,点検,検査及び補修等		
(巡視, 点検, 検査及び補修等の実施)	(巡視, 点検, 検査及び補修等の実施)		
第15条 (当社原子力発電所及び原子力建設所)	第15条 (当社原子力発電所及び原子力建設所)	検査制度見	見直 しに
当社の電気工作物の保安を確保するため、保安規定第107条の定めるとこ	当社の電気工作物の保安を確保するため、保安規定に定める施設管理計画	よる保安地	
ろにより*1,次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結	の定めるところにより*1,次の各号に定める巡視,点検,検査及び補修等を	更に伴う反	反映
果を第26条に基づき記録し、必要な期間保存する。	行い、その結果を第26条に基づき記録し、必要な期間保存する。		
(1) 当社の電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持す			
ること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備	ること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備		
実態に応じ、別表第2に示す巡視、点検及び検査を行う。 (2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必	実態に応じ、別表第2に示す巡視、点検及び検査を行う。 (2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必		
要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。	要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。		
(3) 当社の電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のない			
こと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて	こと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて		
巡視、点検及び検査を行う。	巡視、点検及び検査を行う。		
*1:第2条第1項に定める自家用電気工作物,及び保安規定制定以前の原	*1:第2条第1項に定める自家用電気工作物,及び保安規定制定以前の原		
子力建設所に係る電気事業の用に供する電気工作物については、保安	子力建設所に係る電気事業の用に供する電気工作物については、保安		
規定第107条に定めるところの限りではない。	規定に定める施設管理計画に定めるところの限りではない。		
(法定事業者検査の実施)	(法定事業者検査の実施)		
第16条 当社の電気工作物に関して法定事業者検査を行うことが定められてい			
るものについては、適切に当該検査の手順を確立・文書化し、これに従い適	るものについては、適切に当該検査の手順を確立・文書化し、これに従い適		
切に実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・	切に実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・		
監督のもと法令に従い検査を行うとともに、検査の結果を第26条に基づき 記録し、必要な期間保存する。	監督のもと法令に従い検査を行うとともに、検査の結果を第26条に基づき 記録し、必要な期間保存する。		
記録し、必要な期间体行する。 2 法定事業者検査において外部発注する際は、仕様書等により発注範囲、検			
を 査方法等を明確にし,原子力発電工作物に関しては第25条に基づき,また,	査方法等を明確にし,原子力発電工作物に関しては第25条に基づき,また,		
原子力発電工作物以外に関しては第25条を準用することで、当該検査が仕	原子力発電工作物以外に関しては第25条を準用することで、当該検査が仕		
様書等に基づいて行われているか管理する。	様書等に基づいて行われているか管理する。		
(巡視, 点検及び検査の結果に対する措置)	(巡視, 点検及び検査の結果に対する措置)		
第17条 当社の電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合し	第17条 当社の電気工作物の巡視,点検及び検査において,技術基準に適合し		
ない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、ただちに必要な応			
急措置を講ずるとともに引続き恒久的な対策を検討、実施する。	急措置を講ずるとともに引続き恒久的な対策を検討、実施する。		
第6章 電気工作物の運転,操作	第6章 電気工作物の運転,操作		
(運転,操作の基本)	(運転,操作の基本)		
第18条 当社の電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時			
の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事			
項に留意する。	項に留意する。		
(1) 当社の電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱い方			
法を熟知し安全を確認するなど適切な方法,手順により確実に行う。 (2)変電所等と相互に関連する運転,操作を行う必要がある場合は、給電指	法を熟知し安全を確認するなど適切な方法, 手順により確実に行う。 (2) 変電所等と相互に関連する運転,操作を行う必要がある場合は,給電指		
(2) 変電所等と相互に関連する連転、操作を行う必要がある場合は、 結電指	(2) 変电所等と相互に関連する連転、操作を行う必要がある場合は、粘电指 - 5 -		
- 5 -	- o -		







(4) (4) (5) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				改	定前										改定	後					説	-
2 (第15 8 第 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			線量区域の巡視は,予め定めた頻度で行う。 子力建設所の巡視頻度は,別変第3に示す,マニュアルによ		1回/5年とする。 作などにより設備異常の把握が可能であり、 ひいては、巡視・点検を省略することができ ぎは、別数第3に示す、「マニュアルによる。	Cは1回/2年, 低圧機器については1回/4年とす	Oいては1回/4年とす					徐豊区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。 4.七種勢序の巡視は、予め定めた頻度で行う。			1回/5年とす	告などにより設備異常の把握が可能であり、 ひいては、巡視・点後を省略することができ	ば, 別凌第3に示す, <mark> 要領</mark> による。 年, 低圧機器については1回/4年とす	ついては1回/4年とす	点検及び検査を行		東通のマニ名称変更を	ユーラ
			こまんり に		(*2) 対象 かった かった で で がよる を に する の が が が が い が い が い が い が い い に し に り に り に り に り に り に り に り に り に り	回/2年回/4年	(*2)	3 % E				8 17	ご覧が回せるだけ		(*2) 三数鄉3 下示	では では では でする ない で で で で で で が で が が が が が が が が が が が	回/2年回/4年		, 必要の都度 決ることがで を行う。			
	(A) (A) (A)		別数第3に示す。マニュアルに 基づき作成する保全計画による		て示す,マニュアル 作成する保全計画に	蒙 拓 抗 盥 沪 等	蒙 抵 抗 避 定 等	現, 点検 (検査合む) の他1 合は, 上記の巡視の頻度を3 よび器具等により各部の点を	- 13 -		被 後 一 田	100	別数第3に示す、マニュアハに 基づき作成する保全計画によ る		英第3に示す, マニュアル	魅力さ作成する保全計画に る	蒙 街 行 盥 后 等	蒙抵抗测定等	巡視, 点検(検査合む)の他に場合は, 上記の巡視の頻度を選場合は, 上記の巡視の頻度を選ぶまび器具等により各部の点検	- 13 -		
(*1) (*2)	6	操	に示す. アルド 裁する 我する まる		当味	都定点就	所與機	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1		を作躍い日		I	144 OF			田 0字	胡定式試	所製	がたた。 ずる恐れの 本書からの 本書からの			
(10 1 2 3 4 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	wax.	聽	を と と な の の の の の の の の の の の の の の の の の	解解	₩.	東	波	条及び第 20 条に、巡視員に危険が ・巡視員に危険が 能な構造の設備を て各種の測定を行			報報	気ターピン	原 原 所 田 総 田	服務		業	秦	滥	機能の機能の影響を			
2	境(1))		©		(*1) (*2) (*3) 11 10/6 (*2) (*3) 11 10/3 (*2) (*3)	(*1)	5	(2)項,第18 (2)項,第18 (書発生時等 1説明 3部点検が可 1定器を用い		項(1))	NEK.	©			(*1)(*2)(*3)	(*2)(*3)	(*1)		(2)項、第18 (書寄生時等 (戦明) (前別会が可) (定器を用い)			
	第2 (第15条第	聽	子力落電設備		(本)	斑 赞 無		明] 1 2 3		2 (第15条第1	瀬 総	子力発電設備			在	力 保 好 通 無 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	財政 無金					

	改定前		改定後	説明
b第3 (第9, 13, 15, 部 門 共通 原子力関係 建物関係 その他	改定前 18,20,26条) 関係規程・マニュアル類 規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程 運転管理基本マニュアル 映音度で試験基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検マニュアル 教育及び試験基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル 建物管理保全基本マニュアル 防災業務計画 原子力事業者防災業務計画	第3 (第9, 13, 15, 部 門 共通 原子力関係 建物関係 その他	改定後 18,20,26条)関係規程・マニュアル類 規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程 運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 連設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検要領 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル 現物管理保全基本マニュアル 防災業務計画 原子力事業者防災業務計画	説の関連を表現である。 一般を表現である。 一般を表現できません。 一般を表現でも、まません。 一般を表現できません。 一般を表現できません。 一般を表現できません。 一般を表現でも、まません。 一般を表現
後第4 (第22, 23, 24, 部 門 原子力関係	原子力事業者防災業務計画 25条) 保安のために必要な文書 規 程、マニュアル等 運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル	第4 (第22,23,24, 部 門 原子力関係	原子力事業者防災業務計画 規程。マニュアル等 運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル	横査制度見直し よる保安規定の 更に伴うマニュニ ル名称変更を反見
	- 14 -		- 14 -	

添 付 書 類

添付書類1:変更理由

変 更 理 由

- (1)検査制度見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う反映のため。
- (2) 柏崎刈羽原子力発電所のグループの設置に伴う変更のため。
- (3) 記載の適正化。